

◎新潟県告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年3月25日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県十日町市松之山赤倉字宮田45の18
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため